論　文

「自発性」と「義務性」からみたCSR概念の変化とその背景：欧州委員会と欧州議会における議論の検討

桜　井　　徹

目　　次

はじめに：研究の対象と課題

企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: 以下単にCSRと略）の概念について，欧州委員会が2001年に発表した「グリーンペーパー: 企業の社会的責任のための欧州の枠組みの推進」（EC 2001，以下，2001年グリーンペーパーと略記）と2011年に発表した「企業の社会的責任に関する新たなEU戦略：2011-2014」（EC 2011b，以下，2011年新EU戦略と略記）では，重要な相違がみられた。前者に存在した「自発性」（voluntary）の言葉が後者で欠落していたのである[1]。

本研究の目的は，この推移の中に，CSRの概念の変化，「自発性（voluntary）」から「義務性（mandatory）」へという変化，あるいは少なくとも，「自発性」に比べて「義務性」が強調されてきたのではないかという問題意識から，その変化がなぜ生じたのか，について，欧州委員会と欧州議会の見解を中心に吟味するところにある。

この吟味の意味を詳しく言えば，その課題は次の２点に集約される。第１は，概念においてなぜ「自発的」の言葉が脱落したのか。第２は，そのことは，果たして，内容において「自発性」が放棄され，「義務性」が支配することになっているのか，「自発性」と「義務性」の関係はどのように把握されているのかである。

１．課題設定の意義

以上のように課題を設定した意義を先行研究との関連で言えば，それは大きくは次の２点である。

１）「自発性」中心から「義務性」へのCSR概念の重点移動との関連

第１は，我が国において，これまで，企業実践においても，先行研究においても自発的CSR（自発性を重視するCSR）が強調されてきたが，義務的CSR

（義務性を重視するCSR）が重視されるようになってきたからである。

これまでのCSRに関する研究の論点は，2017年秋の日本経営学会の統一論題報告（桜井 2018b）で述べたように，一つの論点はCSRの範囲に関連して法令遵守（コンプライアンス）を含めるのか否かであった。法令遵守をCSRに含めないという見解はCSRの核心が「自発性」によるべきだということにあった。また，2017年に改訂された日本経団連「企業行動憲章―持続可能な社会の実現のために―」[2]も，2013年５月に公表された関西経済同友会の提言も同様である[3]。研究者の間でも，CSRの核心として自発性が強調されてきた[4]。この「自発性」を強調する見解は，今日，戦略的CSR論ともよばれており，企業の経済価値と社会価値を含めた共有価値の追求を企業の経営戦略に置くべきだとするポーターとクラマーのCSV（Porter & Kramer 2011）と極めて高い親和性を有している（伊吹 2005, 粟屋 2016）。

しかしながら，世界的にみるとCSRの義務化，ないしは義務的CSRの潮流は大きくなりつつある。それは，CSR報告書の提出の義務化ないしは環境・社会＝労働および人権などの非財務情報の開示の義務化に見られる。フランスやイギリス，さらには中国[5]などに加えて，2014年には原則，被用者500人以上の企業に対しての人権・反腐敗・収賄を含む，環境・社会・労働問題などの非財務情報の開示を義務づける欧州議会・理事会指令（Directive 2014/95/EU）が公表され，2016年までに加盟各国で法制化することが指示された。こうしたCSR報告書開示の義務化の動きは，2018年の「KPMGによるCSR報告調査書」も，CSRに関する情報開示が「自主的な枠組みが義務的なものに移行する流れは今後も続くと思われ」（KPMG 2017, p. 7）と述べているところにも見られる。また我が国の研究者でも，「義務的報告書提出制度」（mandatory reporting system）の日本への導入を主張する見解を提示するようになっている（Kawahara 2017, p. 135以下）。さらに，インドでは2013年の会社法で一定規模ないしは一定の利益額以上の企業に対して，その税引き前利益の過去３年平均で２％の資金をCSR活動に使用することが義務づけられている[6]。もちろん，CSRの義務化は，企業不祥事を防止するためにも必要である（桜井 2018a）。

こうした義務的CSRの登場とその増加をどのように考えるべきか，なぜ発生してきたのか，その解答の一つを，上記の課題が答えてくれるように思われるのである。

2）2001年グリーンペーパーから2011年新EU戦略への移行に関する研究との関連

もう一つの意義は，2001年のグリーンペーパーから2011年新EU戦略への変化についての把握が先行研究では不十分であり，第1の研究の意義にも関連するが，具体的資料にもとづいて，その変化の意味を明確にする必要があると思われるからである。

國部克彦氏は，二つの文書を連続的なものとして把握されており，2011年新EU戦略の定義では，自発性が脱落したことについては全く言及されていない[7]。谷本寛治氏は，CSRにおける「自発的アプローチ」と「規制的アプローチ」について，欧州委員会の「CSRマルティ・ステークホルダー・フォーラム」での議論などから，その対立が存続していることを述べられている（谷本2014, p. 139）。しかしながら，CSRの定義では2001年グリーンペーパーを参照されているにとどまり，2011年新EU戦略については言及されていない（谷本2014, p. 7）。

これに対して，林　順一[8]氏や田中信弘氏[9]は，正確に，二つの文書の相違について指摘されている。とくに，田中氏の場合，そうした変化が義務的な方向を示すものであることは示唆されている。ただし，田中氏はハードローとソフトローをともに義務的なCSRの方向と把握されている。

とはいえ，林，田中両氏とも，そうした変化がなぜ生じたかは，各々の論稿の関心が別の所にあるため，当然ながら，ほとんど述べられていない。

以上とは別に，2001年グリーンペーパーと2011年新EU戦略の二つの文書について，各々，積極的に評価している指摘がある。

前者については，2001年グリーンペーパーではないが，その定義をほぼ踏襲した2004年の「CSRマルティ・ステークホルダー報告書」（EMF 2004）の定

義に関する藤井敏彦氏の指摘がある。

藤井氏は「業務への統合と自主性を訴えて」いるところに，その定義の特徴をみている（藤井 2005, p. 39)。藤井氏の著書は2005年の出版なので，2011年新 EU 戦略への文書の言及がない。それでは2011年の文書で，「自発性」が脱落したことはどのよう解釈すべきであろうか。

後者の2011年新 EU 戦略については，国連事務総長のビジネスと人権に関する特別代表として「ビジネスと人権に関する指導原則」（UN 2011, 以下，単に指導原則）をまとめられた Ruggie 氏の指摘は興味深い。同氏は，次のように述べられている。

2011年の新 EU 戦略は「企業の責任に対して EU が従前取っていた強制的（mandatory）アプローチと自発的（voluntary）アプローチの二分法を放棄するものであり，二分法は，私が欧州議会で批判していたものだ」(Ruggie 2013, 邦訳 p. 173)。「指導原則」そのものが二分法を超えたアプローチを取ったとされているところである（Ruggie 2013，邦訳 p. 10)。

「指導原則」については，賛美と批判の双方があるが[10]，2011年新 EU 戦略に与えた意義については，4. で述べたい。とはいえ，この「二分法の放棄」に基づく「指導原則」は，自発的 CSR の焼き直しではなく（Ruggie 2013，邦訳 p. 273［訳者あとがき］)，法的規制に準ずる側面を有しているのであり，2001年グリーンペーパーが「自発性」を強調していたことを考慮すれば，2011年新 EU 戦略に至るまでに，欧州連合では義務的アプローチへの要求，つまり「義務性」が高まっていたと見ることもできるのではないだろうか。

２．EU の自発的 CSR 概念の出発とその後の変化

１）出発点としての2001年グリーンペーパー

2001年７月28日に欧州委員会が公表した2001年グリーンペーパーは，その前年の2000年３月23－24日にリスボンで開催された欧州閣僚理事会の決定[11]に対応したものであった。

本稿冒頭の注記(注1)で，2001年グリーンペーパーのCSRの定義を紹介したが，ここに示されたCSRの概念の特徴は，①社会的・環境的課題を②事業活動の中に統合するが，それは，③ステークホルダーとの相互作用の中で，そして④自発的基盤の上に立って統合するということにある。序論では，さらに簡潔に，次のように述べられている。「CSRは，本質的には，社会をより良くし，環境をよりきれいにするために企業（company）[12]が自発的に（voluntarily）貢献するという概念である」（EC 2001, p. 4）。

欧州委員会の自発的CSR概念の出発である。

もちろん，ここから，全てのCSR活動が自発的であるとグリーンペーパーは把握していると述べるのは誤りである。

その一つは，政府規制との関連である。「CSRは，新たな適切な法規の展開を含めて社会権や環境基準に関する規制や法規を代替するものではない。そのような規制が存在しない諸国では，社会的責任のある実践が展開される一定水準の分野を明確にするために適切な規制や法規を進めることに努められるべきである」と述べ，CSRは政府規制を否定するものではなく，政府規制はCSR活動がおこなわれる分野を明確にするためにも必要だと述べている。しかしながら重点が自発的にあることは，次の文章からも明らかである。

> 「企業がCSRを宣言し，共通の規制的・習慣的な要件—それらはいかなる場合でも尊重されなければならないが—を超える問題に自主的にコミットすることによって，企業は社会開発，環境保護および基本的権利の尊重の諸水準を引き上げ，開かれたガバナンスを受け入れようと努力し，様々なステークホルダーの利害を質的にも持続可能性の点でも一致させようとする」（EC 2001, p. 3）

CSRは，法規制を超えたところにあるという把握である。また，エコラベルなどのラベルの普及に関する記述では，ラベルの普及は，個々の製造業者や産業部門，NGOおよび政府に起源を持つとはいえ，これらの社会ラベルは「（規制的というよりは）市場に基づくインセンティブ」であると，CSR活動は市場メカニズムの利用によって発展してきたと把握している。「急速なグローバリゼーションはグローバルガバナンスの役割と発展に関する議論を促進してお

り，自発的なCSR実践はこれに貢献するものとみることができる」（EC 2001, P. 11）というのである。

二つ目は，自発的に対立する言葉である義務的（mandatory）もグリーンペーパーは使用している。それは「3.2　社会的責任報告・監査」に関する箇所である。社会会計・報告・監査の基準は多様な団体が開発中であり，「これらの基準はプロセスから成果基準，自発的から義務的基準，単一課題から複数課題基準まで多彩にわたっている」と述べている。おそらく，非財務情報開示義務を明示しつつあったフランスの動向等（永澤 2014, p. 64）が念頭にあったものと思われる。しかし，2001年グリーンペーパーは，義務的な社会会計・報告・監査を推奨しているわけではない。

以上の点から，2001年グリーンペーパーは政府規制ないしは義務的措置を否定しているのではないが，自発的CSRを報告の中心に置いていることは確認できる。

このグリーンペーパー公表後，欧州委員会は，2002年７月２日と2006年３月22日に各々，「企業の社会的責任：持続的開発に対する企業活動の貢献」（EC 2002）と「成長と職業のためのパートナーシップの遂行：欧州を企業の社会的責任に関する卓越中心地にするために」（EC 2006）というホワイトペーパーを公表した。

これらは，基本的には自発的CSRの立場を踏襲したものである。しかしながら，これらの文書とその関連文書に労働組合や市民団体の自発的CSR批判が提起されるようになり，欧州議会の意見書の中に，自発的CSRへの批判を背景とした，自発的と義務的の「二極化（polarization）」（EP 2006, p. 17）とその回避を提起する見解が提出されてくるのである。

順次，その展開を検討したい。

２）労働組合・市民団体および欧州議会からの自発的CSRへの疑念と法的規制の要求

まず2002年のホワイトペーパーは，「グリーンペーパーに関して寄せられた

250の意見の全てがグリーンペーパーを歓迎し，CSR概念の公開での議論の必要を確認した」（EC 2002, p. 2）としているが，企業，投資家，労働組合と市民団体（civil society organizations），消費者団体，自治体などの間で立場に顕著な相違が見られたことを紹介している。

ここで注目したいのが労働組合と市民団体の意見である。

労働組合と市民団体が「強調したのは自発的取組では労働者や市民の諸権利を保護するのに不十分だということである。かれらは最低基準を確立し，一定レベルの活動分野を保障してくれる規制の枠組みを擁護した。かれらはまた，CSR実践を信頼あるものにするには，企業が一方的におこなうのではなく，ステークホルダーを内包すべきである」（EC 2002, p. 4）と述べた。企業が主体となる自発的CSRを批判し，公的規制，義務的なCSRを要求しているのである。

こうした意見の違いはCSRに対する自発的と義務的アプローチの対立として，2004年「CSRに関する欧州マルティ・ステークホルダー・フォーラム」の最終報告書で語られることになる。

企業団体と雇用者団体の見解として「政府の役割は基本的には企業を（CSRに）目ざめさせることに」あり，「公共政策や基金設定をCSRと結びつけることは中小企業に打撃を与えることになるし，競争をゆがめ，CSRの自発的性格を無視することになる」ことを最終報告書は述べた上で，「企業活動の持続可能性を改善するアプローチとして自発的と義務的のメリットについて様々なステークホルダー間にかなりの距離が依然と残っている」（EMF 2004, p. 14）ことを告白している。

この対立は，非財務情報の開示にも当てはまる。同報告書によれば，NGOや労働組合は，「企業の環境・社会インパクトに係わる報告書の作成について，少なくとも大企業の義務としたい」，それに対して，「企業と雇用者団体は企業に対して追加的な開示や報告書作成義務を課すべきではない」ことを主張している。その根拠は，開示を義務づけることは「イノベーションを阻害し柔軟性を低下させるという」（EMF 2004, p. 11）点にある。

欧州議会も，欧州委員会による議論の要約によれば，マルティ・ステークホ

ルダー・プラットフォームの設立を提案するとともに，人権を含む社会・環境業績に関して企業にトリプル・ボトム・ライン報告書（triple bottom line reporting）を作成させることを要請している（EC 2002, p. 5）。前者は，ステークホルダーを内包すべきという労働組合や市民団体の見解と呼応しているように思われる。また，後者のトリプル・ボトム・ライン報告書の作成は，英国のエルキントンが1997年に『フォークを持った人食い人種：21世紀の企業の３つのボトムライン』（Elkington 1997）で提唱した，経済，社会および環境の三底辺の中での企業評価法であり，2000年の公表以降今日，最も普及しているGRIガイドラインの基本的考え方の基礎ともなっているものである（桜井 2015, p. 21）。

しかし，欧州議会の2003年の決議は，その３項で「既存の国内および域内の規則，国際条約等にもかかわらずCSR政策は，自発的基盤の上で展開されなければならないことに注意を促し，企業は自発的な基盤だけに基づくよりも法律によってよりきれいな環境に貢献するように求められる」（EP 2003）と，2002年のホワイトペーパーが要約する以上に，義務的政策を強調しているのである。

自発的か義務的かの議論の対立があるにもかかわらず，2006年のホワイトペーパーは，この対立を反映したものではなく，グリーンペーパーの自発的CSRを維持していた。「CSR実践は，万能薬でもないし，その成果を自分で運べるとも期待しえない。それは，公共政策を代替するものではない」としつつも，「しかし，次のように，それは公共政策の多くの目標[13]に貢献できる」（EC 2006, p. 4）と，実質的に公共政策に代わることを認めているのである。

こうした姿勢を批判したのが「企業の社会的責任：新たなパートナーシップに関する2007年３月13日の欧州議会決議」（EP 2007，以下，2007年欧州議会決議）と同決議の原案とそれに関わる意見を収載した2006年12月20日付けの「雇用と社会問題に関する委員会」の報告書（EP 2006，以下，2006年委員会報告書）である。

2007年欧州議会決議の４項は，CSR概念はステークホルダー間では確定しておらず，法規を超えるCSRの問題点を次のように述べている。

「欧州議会は，CSRの適切な定義に関する様々なステークホルダーの間での議論は未決のままである。『コンプライアンスを超えて』という概念は，ある企業が社会的責任を当然のように主張することを可能にするといえるが，他方では，同時に地域の法律や国際法規を尊重していないことを認識し，国際的慣行に合致した社会・環境規制を効果的検査体制で実行する上で第三国の政府に対するEUの援助は，欧州企業のCSRを世界的規模で進めるための必要な補完であることを信じる」（EP 2007, p. 5）。

さらに，５項は自発的CSRの多様性がもたらす弊害を次のように指摘している。

「欧州議会は自発的CSRの取組がCSR政策の採用に一つの障害であるばかりか，信頼のあるCSR政策もしくは野心的なCSR政策を企業が遂行する上でインセンティブを減殺させるものと見なされうることに注目している」（EP 2007, p. 5）。

自発的CSRの概念を否定している訳ではないが，公的規制との関連を含めた概念の明確化を要請したものとなっている。

2007年欧州議会決議は政府規制とCSRの関連について，CSRは政府規制によって改善されると把握しているようである。このことは，「より良い規制とCSR」の最初の項目37項で，「欧州議会は，CSR政策は既存の法規手段（legal instruments）を意識し，実行することによって強められると信じる」（EP 2007, p. 9）という記述からもわかる。誇大広告や不公平な取引に関する規定を遵守することがEU委員会に要請されているのである。

しかしながら，全体として自発的CSRを否定しない2007年欧州議会決議の中で，義務的の言葉が使用される箇所がひとつだけ存在する。それは，「CSRに関するEUの議論」の最後の項目18項での政策決定の情報開示を求める次の記述である。「欧州議会は，企業や他のロビー活動家たちに関する，そして企業グループと他のステークホルダー間の均衡あるアクセスに関する義務的情報開示の要請を支持する」（EP 2007, p. 6）。

Mandatoryという言葉ではないが，経営者に対する義務づけについての次の記述（29項）は注目すべきである。「欧州議会は，1000人を超える企業の取締役の責任を拡大して，企業活動のいかなる有害な社会的・環境的インパクト

の低減に対する取締役の義務（duty）をEU委員会が拡大することを勧告する」（EP 2007, p. 8）

義務的という言葉を使用していないが，2007年欧州議会決議は，2014年の非財務情報の開示につながる社会・環境報告，いわゆる非財務情報報告書の作成を求めている。27項で「欧州議会は，財務報告書の作成の要件とともに社会・環境報告書の作成が含まれるようにとの‥‥‥‥欧州議会の提案についてEU委員会が忘れないことを望む」（EP 2007, p. 8）と提起している。

とくに注目すべきは，この非財務情報報告書の作成が，欧州議会の一部では，CSRをめぐる自発的と義務的アプローチの二極化を乗り越える方策として把握されていたことである。

2007年欧州議会決議を準備した委員会報告は，2006年のホワイトペーパーが二極化の議論を回避していることを批判[14]して，次のように述べている。

> 「義務的対自発的アプローチに関する私たち自身の議論を『二極化させない』（depolarize）ために，企業，少なくとも大企業に対する統合的社会，環境および財務報告書の作成のための単一法を求める2002年と2003年の欧州議会の提案を繰り返し訴えることに限るべきである。これ以上でも，これ以下でもない。それが，透明性のみを求める究極の『適切な規制』であり，そうして自発的で市場に基づく対応が将来の企業就職者，投資家および消費者の間で可能になるのである」（EP 2006, p. 19）。

以上の議論から2006年段階でも，EU委員会はあくまでも自発的CSRを堅持していたが，自発的CSRに対する批判もおこなわれ，議論に二極化が生じており，それを調整するものとして非財務情報の開示も提起されていた。

とはいえ，この状況が，2011年の定義から「自発性」を削除させたわけではない。2007年に始まり，2008年10月のリーマン・ショックで頂点を迎える国際的規模での金融危機で状況が大きく変化する（Roth-Mingram 2017, pp. 25-26）。

３）2007年の金融危機：企業への不信と自発的CSRに対する態度の変化

金融危機がEUにおけるCSR，とくに自発的CSRに与えた影響について，

まず2008年11月28日の「欧州競争報告書に関する委員会からのコミュニケーション」では次のように述べられている。

「CSRの重要性は過大評価されることはできない。少なからず，当面の金融危機から得られる教訓は，社会的に責任のある企業家やCEO（最高執行責任者）が私たちの社会の安寧にとって極めて重要であることだからである」（EC 2008, p. 9）。

企業経営者の行動が社会の安寧を壊すことになる場合もあるということを述べていると解釈できるのではないだろうか。もちろん，同報告書は，企業競争力を強化する上での自発的なCSRの強化をうたっているのではあるが。

金融危機が企業不信を強め，自発的CSRに一定の限界があることは，2009年2月10日に欧州マルティ・ステークホルダー・フォーラムにおいて「企業と産業」委員会の責任者で，欧州委員会副委員長であるVerheugen氏がおこなった演説に現れている。

「欧州企業によるCSRの実践と応用において進展があったことは疑いえないところである。しかし，現在の経済・金融危機は全ての事柄を今までとは異なる見方をするようにしている。CSRの終末の兆候ではないが，この危機はCSRが真価を証明する一回限りの機会である……なぜ，現在私たちが経験している危機はCSRについてかつてなく深刻で戦略的な関与を必要としているのかを説明したい」（Verheugen 2009, p. 2）。

CSRに積極的に関与しなければならない理由として，企業に対する信頼（trust）の低下をあげている。その根拠として同氏は2008年のEdelman Trust Barometerの調査において「欧州の国民の約70%が企業を前年に比較してそれほど信用しなくなった」ことをあげている（Verheugen 2009, p. 2）。

その信用低下がCSRの有効性に影を落としていることを次のように表現している。

「私はこれまで欧州は繁栄できるし，競争，環境保護および社会包摂という3つの支柱において持続可能な開発目標を達成できるが，それは企業が信頼され，実際に信頼の価値があり，社会への企業の貢献に対して評価される場合のみで

あると，論じてきた。この議論が今日ほど妥当する時はない」。

企業の信頼を再構築する上で，市場万能主義を排除して[15]，社会問題に取り組み，企業の競争力を向上する上でのCSRの意義を指摘した上で，同氏は自発的CSRについて次のように述べる。

「ご承知のように，CSRは自発的概念にとどまるべきであると私は信じており，そして私はこの原則を覆すリスクを持つようないかなる提案もしようとは思いません。しかし，このことは，CSRの分野においてステークホルダー間の共同作業を，それが価値を付け加える場合ならいつでも，促進する上で欧州委員会が果たす役割を排除することにはなりません。そして明確にさせたいのですが，CSRを自発性から定義づけることは，その境界はひとたび固定されたらそのままであることを意味しません。CSRと規制は相互に排除的であるが，動態的であり進展しているのです。今後20年間におけるCSRは今日よりもいくつかの点で他の関与を含むことになるのは確実です」（Verheugen 2009, p. 4）。

自発的CSR概念を維持しつつ，規制との関連は柔軟に考えようとしていることがわかる。

また，2010年10月28日の「グローバリゼーションの時代のための統合的産業政策：競争と持続可能性を舞台の中心に」という欧州委員会の報告は，「金融危機は短期的な利潤極大化と長期的な持続可能な価値創造の間のバランスについて新しいアプローチが必要であることを教えてくれた」として，持続可能な成長と雇用を企業が考慮することが必要であり，「健全な企業倫理と価値が危機からの回復に貢献する」と，CSRを基礎にして経済再生を主張している（EC 2010, p. 23）。とはいえ，同報告も自発的CSRの廃止を主張している訳ではないが，EU委員会として次の３点に取り組むことを提示している。①後述する「企業と人権」や環境・社会雇用，ガバナンスの情報開示のような企業社会的責任に関する新たな政策の関与を進めること（2011年）②資源持続可能性からみたEU産業の自発的な取組の監視（2011年以降）③2012年までに製品の環境表示に対する取組の検討（EC 2010, p. 23）。

①が2011年新EU戦略につながってくる点で注目されるが，②のEU産業の

自発的取組の監視も自発的CSRの修正という点で注目されるのである。

4）国連「ビジネスと人権委員会」指導原則，国際労働機関（ILO）の規定の影響

自発的CSRへの批判は，さらに，国連において2008年に採択された「ビジネスと人権」（Business and Human Rights）指導原則やILO労働基準などをCSRに含める，いわゆる人権CSR，労働CSRの必要性が提起されていく中で強まっていく。

「ビジネスと人権」報告を受けて欧州議会の「人権に関する小委員会」がベルギーのLeuven大学のWouters氏とHachez氏に委託した研究報告書「EUの対外関係における企業と人権：EUを域内でも国際的にもリーダーとするために」は，「企業の人権に対する責任強化に向けてのEU政策を準備するために」と題して「EUのCSR政策の一面的自発的アプローチ（All-voluntary approach）を再考せよ」と述べ，「CSR分野における私的取組（private initiatives）を合理的にし，基準に従い評価せよ」とCSR政策の転換を要請している。

「一面的自発的アプローチを再考せよ」では次の3点が指摘されている。

①「企業に対する明確な（法規的）義務（obligations）が何であるか，法律違反を犯した場合には企業に責任を持たせる効果的方法は何であるかが分かるようにCSR政策を改定すること，そして最も重要なのは，企業のベストプラクティス（最善実践例）についての見解の交換や相互学習のみを許容するようなプロセスにではなく結果にCSRの重点を置くようにすべきであるということである。」

②「海外での活動を含めて人権パフォーマンスに関する義務的な報告書作成を準備すること」

③「最善の企業を他の企業と比較して際立たせるようにするために社会的責任実践例の評価基準を規制すること，例えば，EUは公正取引（Fair Trade）に従事する企業のための法的枠組みを定義することもできる」

（EP 2009, p. 37）。

自発的アプローチそれ自体ではなく，その一面的性格を批判しているのである。ここでも，人権に限定はしているが，後に実現する非財務情報の義務的開示に言及している。

なお，後者の「私的取組を合理的にし，基準で評価せよ」の詳細は割愛するが，デュー・デイリジェンス（due dilligence）[16]の導入を出発点とすることは注目されても良い。

また，「労働・社会基準を促進する社会政策と欧州企業社会的責任の対外的次元に関する2011年7月8日の欧州議会決議」（EP 2011b）の30項において，「CSRは多国籍企業に対する有用で非拘束的な関与形態であるとの認識を欧州議会は有しているが，さらにISO26000，国連グローバルコンパクトあるいはOECDの多国籍企業に関するガイドラインを通じて，そして産業部門，自治体，国および地域レベルでの労働者，雇用者，政策当局，その他の関係者を包摂するILOのBetter WorkやSCOREプログラムのような広範囲なディーセント・ワーク（decent work）[17]に関する取組をCSRとリンクさせることによって，目標をしぼったCSRの促進」を勧告している。関連して40項において「EUが第三国と協議している自由貿易と投資協定において，法的に拘束的なCSR条項を内容とする持続可能な開発に関する章を体系的に含めるよう要請」し，41項で，同条項にはILOの8つの中核的協定[18]と4つの優先協定を遵守することが提案されている。

この決議の前提となった発議の説明では，「企業が公的に責任を取るというなら，まず企業内部に向かって高い基準を適用し，ステークホルダーと（協議）すべきである」と企業内部での労働基準を遵守する必要を述べた後，「CSRの落とし穴（pitfalls）」に言及している。それは，「CSRが自発的な取組にとどまるという事実にあり，その結果，被用者，消費者その他のステークホルダーにとっての客観的で，整合的でかつ透明な基準を欠落させている恐れがある。というのは，その客観的基準があれば，CSR分野における企業の業績が測定されることができるからである」（Falber 2011, p. 20）。別の議員の「提案」で

も，人権やILOの基準の遵守に関連して，自発的CSR概念を放棄することが提案されている（Grèz 2009, p. 23）。

こうして，CSR概念から「自発性」を放棄する2011年の新EU戦略が生まれる素地が作られてきたのである。

3．2011年新EU戦略におけるCSR概念からの「自発性」の「脱落」とその評価

1）2011年新EU戦略におけるCSR概念からの「自発性」の脱落

2011年10月25日，EU委員会は「企業の社会的責任に関する新たなEU戦略2011-14」を公表した。序章は①「企業の社会的責任を検討することは企業の利益になる」②「そして社会の利益になる」ことと③「なぜ，欧州委員会はこの新しい戦略を提示するのか」から構成されている。③で，この文書を提示した理由として次の２点が述べられている。

一つは，欧州理事会および欧州議会決議（EP 2007, EP 2011b）による要請と欧州委員会自身の文書でのCSR政策が進展してきたことである。本稿の２．の２）と４）で検討したところである。

もう一つの理由は，２．の３）で検討したように，経済・金融危機による企業への信用低下である。

すでに述べたように（注１），2011年新EU戦略は，CSRを「企業の社会へのインパクト（impacts）に対する企業の責任」と定義し直した。この定義に続けて，「適用される法規や社会パートナー間の集団的合意の尊重は責任に対処する前提条件である。CSRに十分に対処するために，企業はその事業活動と中核戦略の中へ社会的，環境的，倫理的，人権および消費者の諸課題をステークホルダーと緊密に協働して適切に統合しなければならない」とし，その目的として，「所有者／株主とその他のステークホルダーや社会全体の共有価値（shared value）を最大化すること」と「企業の起こりうる有害な（possible adverse）インパクトを認識し，防止し，そして軽減すること」をあげている

(EC 2011b, p. 6)。後者の「有害なインパクト」が企業不祥事である（桜井2017)。これをグリーンペーパーと比較すると，①インパクトの用語が使用されたこと，環境的・社会的問題を事業活動に組み入れるという点は共通するが，しかし②新しい定義では自主的活動の基盤という言葉が消滅していること，③法令遵守や社会パートナーとの合意の尊重はCSRの必要な前提であることを確認したこと，④CSR活動の目的として，資本所有者とステークホルダーの共有価値の最大化と有害なインパクトの認識・軽減・防止をあげたことが特徴的である。前者の共有価値は，言うまでもなく，ポーター・クレイマーの見解（Porter & Krammer 2011）の影響である。

注目すべきは，2011年新EU戦略ではCSR概念から「自発性」が放擲されたことである。だが，内容をよく検討すると，「自発性」は放擲されておらず。むしろ，「自発性」と「義務性」の二つの内容を混合しようとしていることである[19]。「2.4公共当局と他のステークホルダー」の項目は次のように述べている。

> 「CSRの展開は企業自身によって先導されるべきである。公共当局は自発的政策措置という一種のスマート・ミックス（a smart mix of voluntary policy measures）を通じて支援的な役割を果たすべきであり，必要な場合には，例えば透明性の促進，責任のある経営管理のための市場インセンティブの創造，および企業責任の保証のような補完的規制を通じて行うべきである」(EC 2011b, p. 7)。

２）2011年新EU戦略に対する欧州議会の評価

こうした二つの側面は，2013年２月６日における二つの欧州議会決議のこの文書に対する評価にも現れている。「企業の社会責任：説明可能で透明で責任のある企業行動と持続可能な成長に関する2013年２月６日の欧州議会決議」(EP 2013c）と「企業の社会的責任：社会の利益と持続可能で包摂的回復への道の促進に関する2017年２月６日欧州議会決議」(EP 2013d）である。同じ日に決議されているが，前者は８ページ，58項目，後者は20ページ，96項目である。前者を2013欧州議会決議0049，後者を2013欧州議会決議0050と記す。

2013欧州議会決議0049は，2011年文書の定義と内容を基本的に支持している。４項で欧州議会は「CSRに関する議論は広義の枠組みの中で行われるべき

であり，CSRは基本的にはある種の自発的政策にとどまるが，適切な場合には規制的施策に関する対話にも道を空けておくべきであると信じる」とし，5項で「EU委員会が提言したCSRの新たな概念は自発的アプローチと強制的（compulsory）アプローチの二分法を排除しており支持する」（EP 2013c, p. 2）と述べている。

これに対して，013欧州議会決議0050は，法令遵守やステークホルダーとの合意がCSR概念で強調された点を支持している。

例えば，11項では，「EU委員会のコミュニケーションで設定されたCSR概念は，2009年のマルティ・ステークホルダー・フォーラムで採用されたアプローチを反映しており，包摂とコンセンサス形成のための不可欠な機会を提供しているという事実を歓迎する」と述べている（EP 2013d, p. 7）。

政府規制とCSRの関係では，上の文章に続く，次の記述が注目される。

欧州議会は「環境・倫理・人権に関わる課題を企業活動に包摂することは歓迎する」と述べた上で，「欧州委員会はさらに（1）企業による慈善的活動，（2）法律，規則および国際基準に基づく企業による社会的活動，（3）法律，規則および国際基準に違反し，児童労働や強制労働のような犯罪的で策質的であり，そして非難されるべき企業による反社会的活動の3つを区別しなければならないことを欧州議会は主張する」（EP 2013d, pp. 7-8）と，法律・規則・国際基準がCSR活動の基準となるべきだと示唆しているといえる。そのことは，次の24項の文章にも現れている。

> 欧州議会は「肉体的労働条件に関する法律立法とのコンプライアンス，採用や解雇に関する手続きや政策の展開，労働者のテータやプライバシーの保護，賞与やその他の便益の一時的支払いもCSRの一部であることに注意をし，これらの点が尊重されることを要求する」（EP 2013d, p. 9）。

48項もCSRを支援するために政府は積極的役割を果たすべきだという見解を支持している。さらに注目すべきは，83項である。そこでは欧州議会は「公平で一定水準の活動分野をうみだすように全ての企業にCSRは適用されるべきであることを繰り返し述べるが，しかしながら，発展途上国において抽出産

業が活動している方法は自発的アプローチを超える一つの動きが必要であることを指摘する」。「ナイジェリアにおける石油産業による投資は現在行われているようなCSRの限界を示している良い例である。というのは，持続可能な活動実践や受け入れ国の発展に貢献するようなCSRの取組に失敗しているからである」として，国を超えた「抽出産業透明イニシャティブ」（Extractive Industries Transparency Initiative（EITI））の基準に基づく報告書作成や売上げ・利益，租税などの報告書作成に関する法律の提案を支持している。

2011年新EU戦略に対する2013年の二つの欧州議会決議における評価の相違は，これらの二つの決議の論議にかかわった議員の見解の相違にも現れている。2013欧州議会決議0050の発案に関する説明でHowitt議員は，国連ガイドラインが述べている言葉を引用して「規制的アプローチと自発的アプローチのスマートマトリックス（a smart matrix of regulatory and voluntary approach）」を提示している（EP 2013b, p. 26）。また，2013欧州議会決議0049の発案に関する説明で，Baldassarreg議員は二分法の排除を歓迎しつつ，決議同様に，CSRを広い場所で議論し規制施策との対話に道を空けておくことが重要であるとしつつも，「報告者は企業が自らの可能性と必要性に基づいて，企業自身によって推進され，公共当局によって支援されるというアプローチを支持している」（EP 2013a, p. 12）と述べている。また，同議員は2013欧州議会決議0050でも意見（suggestion）を述べているが，「適切な法律と社会パートナーの集団交渉とのコンプライアンスはCSRの本質的前提条件である」（EP 2013b, p. 27）という見解に同意している。

政府規制やステークホルダーとの合意は前提条件であるという下での，「自発性」と「義務性」の二分法からの脱却と，両者のスマート・ミックス，ただし，多国籍企業への法的規制の必要，このスマート・ミックスの現れとしての非財務情報の開示規制。これがこの段階でのEU委員会とEU議会の合意でもあるように思われる。

4．2014年以降におけるCSRの議論：「自発性」と「義務性」の対立とその行方

1）「自発性」と「義務性」のバランス論

とはいえ，論争はなお，続くのである。というのは，欧州委員会が，2014年4月30日～8月15日に2011年新EU戦略での課題の重要性や進捗状況についてオンラインでアンケート（525人）を受け付け，その報告書が公表されている。それによると，「将来におけるEUのCSR政策にとっての挑戦課題として，自発的行動と規制的行動のバランスを取ること」（EC 2014, p. 32）が挙げられているからである。

2015年以降，2015年7月14日のビジネスと人権に関する国連人権委員会に対するEUの見解を検討したワーキンググループの文書[20]（EC 2015）を除いて，欧州委員会はCSRに対する新たな文書を公式的に，正確にはウェブサイト上では公表していない（2019年1月5日現在）。

しかしながら，公的機関ではないが，CSRを推進する民間団体であるCSREuropeが，「欧州CSR戦略を次の段階2015-2019に引き上げよう」という覚書きを公表している。その覚書きは，コンプライアンスCSRとイノベーションCSRのバランスを取る必要があることを次のように主張している。

「もし欧州のCSR戦略が『コンプライアンス』と『イノベーション』の間のバランスを一層取り，能力形成に一層焦点を合わせるとすれば，より多くの企業は欧州委員会の様々な部局とうまくやっていくことになるというのは大多数が同意するところである」（CSREurope 2015, p. 9）。これは，欧州委員会のCSR政策がコンプライアンスに偏っていることを主張していると読める。しかし，民間企業団体があるべきCSRをコンプライアンスとイノベーションのバランスと把握していることは注目される。

2）2018年欧州議会での欧州委員の意見表明：CSRからSDGsへ？

欧州委員会は上で述べたように新しい文書は提出していない。しかしなが

ら，2018年３月14日，欧州委員会貿易担当委員である Cecilia Malmström 氏が欧州議会で CSR についてスピーチを行い，それに対して，欧州議会を構成する７会派が，「企業の社会的責任（CSR）に関する委員会の意見陳述についての議論を推進させるための決議の提案」（以下，単に議案書）を欧州議会に提出している。

その議論を「自発性」と「義務性」に関連して，紹介する。

Malmström 氏のスピーチは，単語数にして921語の比較的短いものであるが，大きく，２つの部分からなる。① CSR についての欧州企業および欧州委員会の取組についてと，② CSR と SDGs[21]の関連についてである。

2011年新 EU 戦略以後における CSR に関連する取組について，とくに2015年の非財務情報の開示指令などを挙げたうえで，CSR の主体について，次のように述べている。

> 「公共機関が役割を担うのはもちろんであるのだが，最終的な責任は常に企業自体にあることはまちがいない。CSR は間違いなく企業の DNA の中に存在するのである」（EP 2018a）。

また，②については，次のように述べている。

> 「私たちは仕事の今後の焦点を SDGs に置こうとしている。皆さんがそれを CSR と名付けようと SDGs と名付けようと問題ではない。問題は，それに対応するために効果的でふさわしい行動を取ることである。立法によっても可能だが，産業が進める基準によっても可能である」（EP 2018a）。

CSR と SDGs の同義性を指摘した上で，2019年から SDGs について「マルティ・ステークホルダー・フォーラム」の設置を予定していることを述べた。

もちろん，ここから，CSR を「自発性」なものと把握しているとは言えず，むしろ，公共機関の役割や立法による問題解決についても言及しているので，上述した smart mix を想定しているとも言えなくはない。とはいえ，最終的な責任の所在が企業，その DNA にあるという把握からすれば，相対的には，

「自発性」に重点があると思われる。あわせて，欧州委員会としては，SDGsに重点を移しているとも読み取ることができる。

3）2018年欧州議会での見解（1）：「自発性」支持派

この意見陳述を受けた欧州議会の7会派の見解は，「自発的」に重点を置く会派と「義務的」に重点を置く会派，および，判然としない会派に分かれる。

まず，最大会派[21]である欧州人民党は，議案書の1項で「CSRは自発的なものであり，EUおよび加盟各国が法的枠組みの上で企業が社会的・環境的課題に取り組むことを意味する」と述べるが，13項では「リストラをする場合，企業は法的義務を充足しなければならない」（EP 2018f, pp. 2-3）としている。

この見解は，Malmström氏の見解に近いものである。リストラの場合の法的義務の遵守を明記したのは，ほぼ全ての会派が問題にしている米国系多国籍企業のWhirlpool社の子会社であり，ブラジルに本社を持つEmbraco社の計画，すなわちイタリアの工場閉鎖とスロバキアへの工場移転，それに伴う約500人の労働者の解雇という計画[22]に対応することが必要だったからである。

欧州保守改良会派もCSRは自発的なものであることを強調しているが，同時に，次のような記述も議案書にはみられる。

> 「労働条件に関する既存の法律と企業が被用者の熟練のために現に開発しているプログラムの形成とのコンプライアンスは，CSRの一つの本質的要素である」（EP 2018c, p. 3）。

「自発性」をより強調しているのは，欧州のための自由民主連合会派である。1項で「CSRの概念と企業によるCSRの自発的な取り込みと一層の発展を促進すること」を欧州委員会と加盟各国に提起するとともに，3項で「CSRは企業がそれを推進し，公共機関が支援する役割を果たすと」（EP 2018h, p. 2）と述べている。

４）2018年欧州議会での見解（２）:「義務性」支持派

これに対して，「義務性」に重点を置いているのは，第２会派である欧州議会における社会民主進歩連合会派と，ともに第５会派である緑と欧州自由連合会派および欧州左翼・北欧緑左翼同盟会派である。

欧州議会における社会民主進歩連合会派は，１項で「企業の社会的責任は，欧州の社会的・経済的モデルの一つの不可欠な構成要素であり」，「2011年の文書で述べられているように『社会への影響に対する企業の責任』というCSRの概念への支持を確認」すると述べ，Embracoおよびその出資者であるWhirlpoolによる工場閉鎖が雇用と地域経済に及ぼす「企業の否定的影響」の問題点を指摘する。その上で，８項で，2018年末までに企業の社会的責任に関する新たなアクション・プランを提出することを要請している。そこには「法的要件とともに，非財務情報の開示指令の経験に基づいた強力な報告書作成義務と効果的なコントロールの仕組み」が含まれるべきであり，９項で，欧州社会憲章（European Social Charter）とILOのコア労働基準も含まれるべきだと主張している（EP 2018d)。

緑と欧州自由連合会派は，Embracoの問題点に触れたあと，欧州委員会は労働者の保護のための立法的行動を取ってこなかった点を非難し，非財務情報開示指令の一層の強化などを指摘し，14項で次のように述べている。

> 「民間部門におけるCSR を法的に拘束力のある規則で改善すること……CSRには人権，労働と雇用実践，環境基準買収が包括されるべきであり，買収・腐敗に対する闘い，すなわち良好な租税ガバナンスを通じた闘いが含まれるべきである」(EP 2018g)。

欧州左翼・北欧緑左翼同盟会派も同様な構成をとっている。２項で「企業のリストラの二重の否定的影響，すなわち大量余剰人員解雇と公共資金の浪費を非難し，企業が公共資金の受益者である場合，リストラでの労働者の権利に関して社会的義務を適切に課すように欧州委員会と加盟各国に求める‥‥」と述べ，企業閉鎖と移転に伴う労働者の権利保護や補助金や課税に伴う諸問題の解決を訴えている。その上で，13項で，「CSRの基本的役割はEUと世界におけ

る維持可能な経済成長を確保することにあり，より強力な報告書作成とコンプライアンスの要件を内容とするCSRに関する新たな戦略の採用を欧州委員会に要求」している。さらに，14項で「再配置決定の社会的費用を内部化することを企業に強制するための義務的な道具の導入を」欧州委員会と加盟各国に要請している（EP 2018i）。

5）欧州議会における「自発性」支持派と「義務性」支持派の共通点

以上のように見ると，欧州議会では，CSRに関して，依然として，「自発性」と「義務性」との間に対立がある。しかしながら，「自発性」を支持する会派も，「義務性」を重視していることは間違いない。とくに，2018年12月の議論の発端のひとつが，Embracoという多国籍企業のイタリアでの工場閉鎖とスロバキアへの工場移転にあったことからも理解されるように，地域経済とともに労働者の保護をほぼ全会派が支持していることは注目される。

最後に注目すべきは，欧州委員会のMalmström氏がCSRとSDGsとの同義性を述べつつも，欧州委員会の作業の焦点はSDGsに移りつつあることを述べているのに対して，欧州議会の全会派は，議案の題名の通り，CSRを問題にしているということである。SDGsは，企業だけでなく，政府，市民組織，労働組合，NPOなど全ての関係者が開発目標に関与することに論点があるが，企業の社会的責任を問題にすべきだと，欧州議会は考えているようである。

むすびに代えて

要約してむすびに代えよう。

2001年グリーンペーパーでCSR概念の構成要素であった「自発性」は2011新EU戦略の定義では消滅した。その背景には，①労働者・市民および欧州議会の「義務性」を要請する圧力，②リーマン・ショックを頂点とする国際金融・経済危機が人々の企業不信を深めたこと，そのことによってまた，短期主義的経営から長期主義的経営への転換を求められたこと，そして③「ビジネスと人

権」フレームワーク（2008）と指導原則（2011）やILO規則さらにはISO26000での概念との整合性を考慮したこと，などが挙げられる。

とはいえ，2011年新EU戦略では内容的にみれば「自発性」が完全に放棄され，義務性が優越的地位を得たわけではない。Ruggie氏のいう二分法を乗り越える「a smart mix」の形を取ったともいえよう。この妥協の産物が，2014年の非財務情報の開示を義務づける指令であった。

その後の議論では，「自発性と義務性のバランス」ないしは「イノベーションCSRとコンプライアンスCSRのバランス」が注目されるが，欧州委員会としては2018年の段階では，CSRよりもSDGsに関心が移っているようである。これに対して，欧州議会では，「自発性」支持派と「義務性」支持派の綱引きが起こっている。

今後はどちらの勢力が強くなるかは不明であるが，欧州議会は共通して，労働者の保護と人権の保護に関心があり，2001年から2011年の変化を打ち出した要因次第ではCSRの義務性が強められる可能性が高い。この点で，欧州の労働・市民運動の方向とともに「ビジネスと人権」における法的拘束力を強化する動きにも注目されるのである[23]。

［注］

1　2001年グリーンペーパーは，「たいていの企業の社会的責任の定義が述べていることは，会社が社会的及び環境的諸課題をその事業活動の中に，そしてステークホルダーとの相互作用の中において自発的基盤に基づいて統合するという概念である」（EC 2001, p. 6）というCSR概念を支持したのに対して，2011年新EU戦略ではCSRを「企業の社会へのインパクト（impacts）に対する企業の責任」（EC 2011b, p. 6）とした。

2　2017年の企業行動憲章は，次のように述べ，関係法令や国際ルールおよびその精神の遵守をいいつつ，自律的な責任が強調されている。「企業は，公正かつ自由な競争の下，社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて，持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため企業は，国の内外において次の10原則に基づき，関係法令，国際ルールおよびその精神

を遵守しつつ，高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく」（http://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/charter.html）。

3　「CSR は『社会的責任』という言葉が示す通り自発的なもので」ある（関西経済同友会企業経済委員会 2013）。

4　1990年代における代表的研究者は，森本三男氏である。同氏は，「CSR とは，合法性の確保を前提として，環境主体の諸種の期待に対し，普遍性ある自明の理想を実現することを規準としつつ，それらを最大限に充足するよう自発的に対応することである。この自発的対応こそは，本質的要件で」（森本 1994, p. 35）ある，と述べている。この自発性論は，国際的潮流だけでなく，山城章氏の経営自主論（山城 1951）の伝統を引き継いでいる（森本 2015, p. 88）。高田　馨氏も，加賀田和弘氏の整理によれば，「法的責任は他律的に与えられるもので、経営者の自発性＝自律性が本質的要素である社会的責任の名に値しない」（高田 1989. pp. 21-22, 加賀田 2008, p. 42［注８］）としている。この自発性をとる論者は，多くの場合，法令遵守を CSR に含めない。例外は森本氏である。有名なキャロルの経済的・法的・倫理的・博愛的責任を組み直し，法的責任を企業の社会的責任の最底辺においた森本氏は，自発性を CSR の本質的特質としつつも，法的責任とそれ以外の責任の関係は流動的であり，「最低遵守すべき社会規範として法を能動的・主体的に実践するという意味で，そこに自発性を見い出し得る」（森本 1996, p. 73）として CSR に法令遵守を含めている。なお，2010年代の研究では，渡辺修朗・安田直樹氏は「CSR は『社会的責任』，『能動自発性』の２つの概念によって成り立っているのではないかと考えられる」（渡辺・安田 2011, p. 39）と，「自発性」を CSR 概念の本質的構成要素と把握している。

5　中国では2008年３月中国証券規制委員会が上海証券取引所の３種類の上場企業および深圳証券取引所の100企業に対して CSR 報告書を義務づけた（Wang et al 2017, p. 68）。

6　2013年のインドの会社法改正による CSR 資金の拠出の義務化に関しては，Darmapala & Khanna（2017）や Gopalan & Kamalnath（2015），参照。後者の論文「不平等低減の推進車としての義務的企業社会責任：ピケティとミレニアム世代のためのインドの解決策」は，題名からも理解されるように，経済的不平等を解決する方策として国際的な累進資本課税を主張するピケティ（Piketty 2014, 邦訳 pp. 602-603）に対して，大企業による CSR 資金の拠出が，その代替案になるのではないかという視点からインドの会社法の規定とその米国への適用可能性を論じている。

7　國部克彦氏は，2001年グリーンペーパーの定義について「それまで政府の役割としていたものを，規制緩和を条件に企業の自主的な役割に転換したことを意味する」と述べ，2011年新 EU 戦略の定義は「CSR を企業経営の中心に位置づけようと要請するに至っている」（國部 2017, p. 135）という。ただし，國部氏は，

後述の Ruggie 氏の著作を引用して企業の自発性に委ねることの限界を指摘している。しかし，そうであればこそ，欧州委員会の二つの文書の違いについて言及すべきであったのではないだろうか。

8　林氏は，外国文献に依拠しながら，2001年グリーンペーパー後「CSR に対する国の制度や政府の政策の影響が強調されるようになり，CSR に企業の自発性が必須であるという考え方が弱められた結果」，2011年新 EU 戦略に変更されたと述べている（林 2016, p. 212）。

9　田中氏は，「2001年に発表された EU の定義と比して，CSR が企業の『自主性』に基づくものという文言が消えていること」の意味に関して，「CSR は企業が自主的に対応すべきことでないとの考え方が，様々な関係団体との議論を経て，EU 当局により示されたのである」（田中 2017, p. 107）と述べている。

10　批判については O'Brien（2015），参照。同論文の紹介を含めて「ビジネスと人権に関する指導原則」の紹介と論点については，大橋・竹林（2016）が詳しい。なお，大橋・竹林両氏は，指導原則を高く評価しつつも，Ruggie 氏の主張とは異なり，その「最も根本的特徴は企業の自発性に依存するところある」（大橋・竹林 2016, p. 38）とされる。同様に，関下氏も「国連の『指導原則』は画期的なものではあっても，それ自体は法的拘束力が付与されているわけではない」（関下 2017, p. 65）としている。この点も4. で再論する。

11　EU 議長決定の37項は「欧州閣僚理事会は，生涯学習，労働組織，機会の公平，社会的包摂および持続可能な開発におけるベストプラクティスに関する企業の社会的責任の企業的意味について特別なアピールをおこなう」（EP 2000）と述べている。

12　Company に類する用語に enterprise や corporation がある。それらの英語は正確には，各々，「会社」，「企業」そして「法人」ないし「株式会社」と訳出すべきであるが，すべて，最も広義である「企業」に統一して訳す。必要な場合は，その都度，英語を挿入して示すこととする。また，business は，企業活動ないしは事業活動と訳している。

13　労働市場の統合化と高い水準の社会的包摂，技能開発や生涯学習および雇用適用力への投資，国民健康の改善，イノベーション業績の改善，自然資源の合理的使用と汚染水準の低減，社会における企業活動や企業家のイメージの改善，人権，環境，中核的労働基準の尊重，および貧困削減とミレニアム開発目標にむけての進歩を挙げている（EC 2006, p. 4）。

14　「EU 委員会は反規制アプローチ（anti-regulation）を支持するコミュニケーション（ホワイトペーパーのこと：引用者）を作成することによって，この議論から逃げることを最終的に決定した」（EP 2006, p. 18）。なお，この二極化の回避についての欧州議会の見解については，Mares（2010）から多くの教示をえた。

15　次の指摘に市場万能主義への批判が現れている。「時折，私は1989年の共産主義

体制の崩壊によって自由資本主義がイデオロギー闘争に勝利したことを意味すると人々が考えていると思うことがある。‥‥市場が完全に放任されている場合に最善であると何年にもわたって言い続けてきた人々は間違っていることが証明されたのである」（Verheugen 2009, p. 3）。

16　ISO26000は，デュー・ディリジェンスを「あるプロジェクト又は組織の活動のライフサイクル全体における否定的な社会的・環境的・経済的インパクトを回避し，軽減する目的で，これらのインパクトを特定する包括的で予測的におこなうプロセス」（ISO 2010, p. 2，邦訳 p. 2，ただし，日本語訳は一部変更）と定義している。なお，宮崎（2014）pp. 68-76をも参照。

17　ディーセント・ワークはILO駐日事務所の説明では「働きがいのある人間らしい仕事」と訳されており，1999年の第87回ILO総会の事務局長報告で最初に使用され，2008年の第97回総会での「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」においてその取組が強化されたと言われている（https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/decent-work/lang--ja/index.htm）。我が国で比較的早くこの用語を書名に使用した書物に，牛久保（2007）がある。

18　ILOの８つの中核的協定とは，1930年の強制労働協定，1948年の組合結成と組織権の保護，1949年の団体交渉権、同一報酬協定、1957年の強制労働協定の廃止、1958年の差別（雇用と職業）協定、1973年の最低年齢協定および1999年の児童労働最悪形態協定のことである（https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:12000:::NO:::）

19　この点は，2017年９月における日本経営学会の報告（桜井 2018a）では把握できなかった。

20　同文書は序論と結論を除くと，①保護する国家の義務，②人権尊重の企業の社会的責任および③救済のためのアクセスの３つの柱（pillar）からなるが，②は，量的にも，35ページの内１ページ，正確には約３分の２ページしかなく，質的にも，従前の見解以上のものではない。

21　SDGs（Sustainable Development Goals）は，2015年９月25日の第70回国連総会でされた決議「私たちの世界の変革：持続可能な開発のための2030年課題」に基づき，設定された持続可能な開発目標である（UN 2015）。17の目標と169のターゲットから構成されている。貧困・飢餓の撲滅，人権（とくに女性）の保障，格差の是正などについて国家，市民社会，企業などの責任が，経済，環境，社会のバランス論から展開されている。しかし，「義務性」はもちろんのこと，「自発性」の意味でもCSRの観点が後退しているように思われる。

22　欧州議会の議員は750名であるが，議員数の多い順に並べると，欧州人民党（European People Party,217名：欧州議会のウェブサイトによる，以下同じ），欧州議会における社会民主進歩連合会派（Group for the Progressive Alliance of Socialist and Democrats in the European Parliament 186名），欧州保守改良会

派（Europe Conservative and Reformist Group, 75名），欧州のための自由民主連合会派（Group of the Alliance of Liberals and Democrats for Europe, 68名），緑と欧州自由連合会派（Group of the Green/European Free Alliance, 52名），欧州左翼・北欧緑左翼同盟会派（Confederal Group of the European United Left -Nordic Green Left, 52名），自由と直接民主主義欧州会派（Europe of Freedom and Direct Democracy Group, 41名），諸国民と自由欧州会派（Europe of Nations and Freedom Group），37名，無会派22名となる。

23　スロバキアの新聞（Slovak Spectator）報道によれば，実際にはイタリア政府の介入もあって移転計画は凍結されたようである（https://spectator.sme.sk/c/20773947/embraco-keeps-production-in-italy-for-now.html）。

24　さしあたり，2018年９月30日付けの下田屋　毅「欧州サステナビリティ最前線ビジネスと人権に関する条約制定の可能性」（http://www.sustainablebrands.jp/article/sbjeye/series/1190970_1593.html）を参照。

参考文献

Bakan, Joel (2015), The Invisible Hand of Law: Private Regulation and the Rule of Law, *Cornell International Law Journal*, Vol. 48, pp. 279-300.

Berger-Walliser, Gerlinde & Inara Scott (2018), Redefining Corporate Social Responsibility in an Era of Globalization and Regulatory Hardening, *American Law Business Review*, Vol.55, Issue1, pp. 167-218.

CSR Europe (2015), Bringing the European CSR Strategy to the Next Stage 2015-2019.

Darmapala, Dhammila & Vikramaditya Khanna (2017), The Impact of Mandated Corporate Social Responsibility: Evidence from India's Companies Act 2013, 8). *University of Chicago, Public Law Working Paper* No. 601 (available at https://ssrn.com/abstract=2862714), pp. 1-56.

Deinert, Stefanie et al (Hrsg.) (2015), Corporate Social Responsibility (CSR) : Die Richtlinien 2014/EU-Chancen und Herausforderungen, Kassel University Press.

Directive 2014/95/EU of the European Parliament and the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups, *Office Journal of the European Union*, L330/1, 15.11.2014.

Elkington, John (1997), *Cannibals with Forks: The Triple Bottom Line of 21st Century Business*, Capstone.

European Commission (EC 2001), Green Paper: Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility, COM (2001) 366 final, 18.7.2001.

European Commission (EC 2002). Corporate Social Responsibility: A Business Contribution to Sustainable Development COM (2002) 347 final, 2.7.2002.

European Commission (EC 2006), Implementing the Partnership for Growth and Jobs: Making Europe a Pole of Excellence on Corporate Social Responsibility, COM (2006) 136final, 22.3.2006.

European Commission (EC 2008), Communication from the Commission on the European Competitiveness Report 2008, COM (2008) 774final, 2008.11.28.

European Commission (EC 2009), *European Competitive Report 2008*（上記の文書にCommission staff working document を所収）

European Commission (EC 2010), An Integrated Industrial Policy for the Globalisation Era Putting Competitiveness and Sustainability at Centre Stage, COM (2010) 614 final, 28.10.2010.

European Commission (EC 2011a), Single Market Act: Twelve Levers to Boost Growth and Strengthen Confidence "Working together to Create New Growth, COM (2011) 206final, 13.4.2011.

European Commission (EC 2011b), A renewed EU Strategy 2011-14 for Corporate Social responsibility, COM (2011) 681 final, 25.10.2011.

European Commission (EC 2014), The Corporate Social Responsibility Strategy of the European Commission: Results of the Public Consultation carried out between 30 April and 15 August 2014, DG Enterprise & Industry, 21. 11.2014.

European Commission (EC 2015), Commission Staff Working Document on Implementing the UN Guiding Principles on Business and Human Rights- State of Play, SWDC (2015) final, 14.7.2015.

European Commission (EC 2017), Guidelines on Non-financial Reporting (Methodology for Reporting Non-financial Information) (2017/C 215/01), *Official Journal of the European Union*, C215, 3.7.2017.

European Multistakeholder Forum on CSR (EMF 2004), Roundtable on diversity, convergence and transparency of CSR practices and tools, in Final Result and Recommendations, 29.7.2004.

European Parliament (EP 2000), Lisbon European Council 23 and 24 March 2000: Presidency Conclusions (http://www.europarl.europa.eu/summits/lis1_en.htm).

European Parliament (EP 2003), European Parliament Resolution on the Communication from the Commission concerning Corporate Social Responsibility: A Business Contribution to Sustainable Development (COM2002) 347-2002/2261

(INT)) (P5_TA (2003) 0200).

European Parliament (EP 2006), Report on Corporate Social Responsibility: a New Partnership (2006/2133 (INI)), Committee on Employment and Social Affairs, 20.12.2006.

European Parliament (EP 2007), European Parliament Resolution of 13 March 2007 on Corporate Social Responsibility: a New Partnership (2006/2122 (INI)).

European Parliament (EP 2009), Business and Human Rights in EU External Relations, written by Jan Wouters & Nicolas Hachez, 23.4.2009.

European Parliament (EP 2011a), Report on the External Dimension of Social Policy, Promoting Labor and Social Standards and European Corporate Social Responsibility (2010/2205 (INI)), Committee on Employment and Social Affairs, 20.4.2011.

European Parliament (EP 2011b), European Parliament Resolution of 8 June 2011 on the External Dimension of Social Policy promoting Labor and Social Standards and European Corporate Social Responsibility (2010/2205 (INI)).

European Parliament (EP 2013a), Report on Corporate Social Responsibility: Accountable, Transparent and Responsible Business Behavior and Sustainable Growth, 28.1.2013.

European Parliament (EP 2013b), Report on Corporate Social Responsibility: Promoting Society's Interests and a Route to Sustainable and Inclusive Recovery (2012/2097 (INI)), 29.1.2013.

European Parliament (EP 2013c), European Parliament Resolution of 6 February 2013 on Corporate Social Responsibility: Accountable, Transparent and Responsible Business Behavior and Sustainable Growth (2012/2098 (INI)), P7_TA (2013) 0049.

European Parliament (EP 2013d), European Parliament Resolution of 6 February 2013 on Corporate Social Responsibility: Promoting Society's Interests and a Route to Sustainable and Inclusive Recovery (2012/2097 (INI) , P7_TA (2013) 0050.

European Parliament (EP 2018a), Debate 14 March 2018, 17. Corporate Social Responsibility (debate) (http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=CRE&reference=20180314&secondRef=ITEM-017&language=EN).

European Parliament (EP 2018b), Motion for a Resolution to Wind up the Debate on the Statement by the Commission Pursuant to Rule 123 (2) of the Procedure on Corporate Social Responsibility by Mario Borghezio et al on behalf of the ENF Group, 9.3.2018 (B8-0152/2018).

European Parliament (EP 2018c), Motion for a Resolution to Wind up the Debate on

the Statement by the Commission Pursuant to Rule 123 (2) of the Procedure on Corporate Social Responsibility by Anthea McIntyre on behalf of the ECR Group, 12.3.2018 (B8-0140/2018).

European Parliament (EP 2018d), Motion for a Resolution to Wind up the Debate on the Statement by the Commission Pursuant to Rule 123 (2) of the Procedure on Corporate Social Responsibility by Daniele Viotti et al on behalf of the S&D Group, 12.3.2018 (B8-0153/2018).

European Parliament (EP 2018e), Motion for a Resolution to Wind up the Debate on the Statement by the Commission Pursuant to Rule 123 (2) of the Procedure on Corporate Social Responsibility by Laura Agea et al on behalf of the EFDD Group, 12.3.2018 (B8-0154/2018).

European Parliament (EP 2018f), Motion for a Resolution to Wind up the Debate on the Statement by the Commission Pursuant to Rule 123 (2) of the Procedure on Corporate Social Responsibility by David Casa on behalf of the PPE Group, 12.3.2018 (B8-0155/2018).

European Parliament (EP 2018g), Motion for a Resolution to Wind up the Debate on the Statement by the Commission Pursuant to Rule 123 (2) of the Procedure on Corporate Social Responsibility by Marco Affronte et al on behalf of the Verts/ALE Group, 12.3.2018 (B8-0156/2018).

European Parliament (EP 2018h), Motion for a Resolution to Wind up the Debate on the Statement by the Commission Pursuant to Rule 123 (2) of the Procedure on Corporate Social Responsibility by Enrique Calvet Chambon on behalf of ALDE Group, 12.3.2018 (B8-0157/2018).

European Parliament (EP 2018i), Motion for a Resolution to Wind up the Debate on the Statement by the Commission Pursuant to Rule 123 (2) of the Procedure on Corporate Social Responsibility by Patrick Le Hyaric et al on behalf of GUE/NGL Group, 12.3.2018 (B8-0158/2018).

Falber, Richard (2011), Explanatory Statement, in European Parliament (2011a), Report on the External Dimension of Social Policy, Promoting Labor and Social Standards and European Corporate Social Responsibility (2010/2205 (INI)), Committee on Employment and Social Affairs, 20.4.2011.

Gopalan, Sandeep & Akshaya Kamalnath (2015), Mandatory Corporate Social Responsibility as a Vehicle for Reducing Inequality: An Indian Solution for Piketty and the Millennials, *Northwestern Journal of Law & Society*, Vol.10, Iss.1, pp.35-129.

Grèz, Cathrine (2011), Opinion of the Committee on Development for the Committees on Employment and Social Affairs, Suggestions, in: European Parliament

(2011a), Report on the External Dimension of Social Policy, Promoting Labor and Social Standards and European Corporate Social Responsibility (2010/2205 (INI)), Committee on Employment and Social Affairs, 20.4.2011.

ISO (2010), ISO 26000: Guidance on Social Responsibility (邦訳，日本規格協会「国際標準化機構社会的責任に関する手引き」)

Jackson, Gregory et al (2017), Regulating Self-Regulation? The Politics and Effects of Mandatory CSR Disclosure in Comparison (available at https://www.researchgate.net/ publication/ 314155539), pp. 1-40.

Kawahara, Naoko (2017), Current Trends and Challenges in Sustainability Reporting Practices in Japan - Literature Review,『商経学叢』64巻２号，pp.113-142.

Mares, Radu (2010), Global Corporate Social Responsibility, Human Rights and Law, An Interactive Regilatory Perspective on the Voluntary-Mandatory Dichotomy, *Transnational Legal Theory*, 1 (2), pp. 221-285.

O'Brien, Claire Methven & Sumithra Ghanarajan (2015), The Corporate Responsibility to Respect Human Rights: A status Review, Working Paper2015/005, NUS Law (National University of Singapore), pp. 1-33.

Piketty, Thomas (2014), *Capital in the Twentieth Century*, Harvard University Press (邦訳トマス・ピケティ『21世紀の資本』みすず書房，2014).

Padfield, Stefan J. (2015), Corporate Social Responsibility & Concession Theory, William & Mary Business Review, Volume6 Issue 1 , pp. 1-34.

Porter, Michael E. & Mark R. Kramer (2011) Creating Shared Value, *Harvard Business Review*, January-February, pp.1-13 (編集部訳「共有価値の戦略」『DIAMOND ハーバードビジネスレビュー』2011年８月，pp.8-31).

Roth-Mingram, Berrit (2017), Corporate Social Responsibility in der Sozialen Marktwirtschaft: Mit system- und rechtsvergleichenden Impulsen aus den Vereinigten Staaten von Ameria und der Volksdrepublik China.

Ruggie, John Gerard (2013), *Just Business: Multinational Corporations and Human Rights*, W.W.Norton & Company (https://edisciplinas.usp.br/pluginfile.php/4424946/mod_resource/content/1/Ruggie%20-%20Just%20Business.pdf) (邦訳ジョン・ジェラルド・ラギー『正しいビジネス　世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』岩波書店，2014年).

United Nations Human Rights Council (UN 2008), Protect, Respect and Remedy: a Framework for Business and Human Rights Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie.

United Nations Human Rights Office of the High Commissionar (UN 2011), Guiding Principles and Human Rights: Implementing the United Nations "Prospect,

Respect and Remedy" Framework（邦訳「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護，尊重及び救済」枠組実施のために」https://www.hurights.or.jp/japan/img/hrc1731framework.pdf).

United Nations (UN 2015), Resolution adopted by the General Assembly on 25 September2015 70/1. Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development (http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/70/1&Lang=E).

Verheugen, Günter (2009), Corporate Social Responsibility: Essential for Public Trust in Business, CSR Forum, SPEECH-09/5310,2,2009.

Wang, Jianling et al (2017) The effect of mandatory regulation on corporate social responsibility reporting quality: evidence from China, *Journal of Applied Business Research*, 33 (1). pp. 67-86.

粟屋仁美（2016）「中小企業における社会的責任（CSR）の創造」『敬愛大学研究論集』Issue 89, pp. 3-19.

伊吹英子（2005）『CSR 経営戦略「社会的責任」で競争力を高める』東洋経済新報社.

牛久保秀樹（2007）『労働の人間化とディーセント・ワーク—ILO 発見の旅』かもがわ出版.

大橋昭一・竹林浩志（2016）「現代の事業経営における人権問題—国連の人権擁護プログラムを中心に—」『経済理論』385号，pp. 25-38.

加賀田和弘（2008）「CSR と経営戦略—CSR と企業業績に関する実証分析から—」『Journal of Policy Studies』Issue 30, pp. pp. 37-57.

國部克彦（2017『アカウンタビリティから経営倫理へ　経済を超えるために』有斐閣.

環境省オンライン（2018）「諸外国制度等における環境情報開示の動向」Available at: http://www.env.go.jp/policy/env-disc/com/com_ba02/ref03.pdf.

関西経済同友会企業経営委員会（2013）「戦略的 CSR による企業価値向上—CSV を通じて持続的成長を目指そう—」

KPMG (2018),「The Road Ahead — KPMG による CSR 報告調査」(http:kpmg.com/reporting).

桜井　徹（2015）「企業不祥事と CSR 報告書—東京電力原発事故との関連において—」『商学集志』84巻３・４合併号，上巻，pp. 19-38.

桜井　徹（2018a）「企業不祥事分析と CSR 批判—福知山線列車事故と福島原発事故における「効率性」と「公共性」—」『同志社商学』69巻５号，pp. 65-85.

桜井　徹（2018b）「『効率性』による『公共性』包摂としての CSR 経営とその限界—企業不祥事に関連して—」『経営学論集』88集，千倉書房，pp. 62-64

関下　稔（2017）「多国籍企業の未来像—企業倫理，社会的貢献，グローバル民主主義との調和—」『立教経済学研究』71巻２号，pp. 43-66.

高田　馨（1989）『経営の凜々と責任』千倉書房.

田中信弘（2017）「ソフトローとしての国際規格の有効性に関する分析―CDPによるエンフォースメントとエンゲージメントの検討」『日本経営倫理学会誌』24号，pp. 99-109.

谷本寛治（2014）『日本企業のCSR経営』千倉書房.

永澤亜季子（2014）「フランスと欧州におけるCSR報告書の義務化」『ジュリスト』No. 1471，pp. 64-65.

日本経済団体連合会（2017）「企業行動憲章」（http://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/charter2017.html）

林　順一「英国におけるCSRの展開」『日本経営倫理学会誌』23号，pp. 211-225.

藤井敏彦（2005）『ヨーロッパのCSRと日本のCSR』日科技連出版社.

宮崎正浩（2016）『持続可能性社会－ESGと企業価値との関係を考える』現代図書.

森本三男（1994）『企業社会責任の経営学的研究』白桃書房.

森本三男（2015）「企業体制と社会的責任：まともな企業」『青山経営論集』50巻２号，pp. 79-91.

山城　章『企業社会責任の経営学的研究』白桃書房.

渡辺修朗・安田直樹（2011）「企業のCSR（Corporate Social Responsibility）の概念に関する一考察」『国際文化研究所紀要』16号，pp. 17-45.

〔多くの文献はpdfファイルとしてダウンロードしているが，検索困難なものを除き，URLは省略した。またURLの最終閲覧日は全て2019年２月12日である。〕